

提言書と他市条例の比較（情報の共有）

H26.3.25 協議会資料②

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
情報の共有				
【解説】	<p>・市民自治によるまちづくりを進めていく上で、市民等との情報共有は不可欠です。市や議会の保有する情報は、市民等と情報を共有しているという観念のもとで市民等に提供する情報について、適正に管理することや公平に取り扱う旨を本条で規定しています。</p> <p>・「適正な管理」とは、個人情報など市民等に公開することができない情報を非公開管理しているなどを指します。</p>	<p>・第 2 条の「自治の基本理念及びその実現」と第 6 条の「知る権利」に基づき規定しています。</p> <p>・参加と協働によるまちづくりの前提として、市の情報の提供や公開について規定することにより、市民等の知る権利を事実上保障するものです。</p> <p>・情報の提供とは、市民からの情報公開請求がなくても、市が積極的に情報を提供することをいいます。その際、市は、所有する情報を市民に分かりやすい形で提供するように努めます。</p> <p>・情報の提供の方法には、それぞれ特性があり、また、入手・活用しやすい方法が市民によって異なることから、より効果的な情報の提供を行う必要があります。</p> <p>・情報を分かりやすく提供するためには、提供の目的や対象者などを踏まえて、適切な表現方法を工夫することが必要です</p>	<p>・市民参加の第一歩は情報を知ることであるという考え方に基づき、市は、行政文書の開示制度だけでなく、情報の提供、公表、会議の公開などを積極的に行うことを定めています。なお、「一宮市情報公開条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。</p> <p>・市民の持つまちづくりに関する情報を有効に活用するため、個人情報の適正な取扱いに注意しながら情報共有に努めることを定めています。なお、「一宮市個人情報保護条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。</p>	<p>・情報公開・情報共有は、市民自治によるまちづくりを進める上での大前提です。</p> <p>・市からの情報には、「情報公開」と「情報提供」の二面性があります。前者は、市政に対する理解と信頼を深めるため、求めに応じて情報を公開するものであるのに対し、後者は積極的に情報を提供していくことにより、まちづくりへの関心を高め、市民参画・市民協働を促すものであるという違いがあります。</p> <p>・協働してまちづくりをしていく上で、市民の側が持っている、まちづくりに必要な情報を提供することも求められます。</p> <p>・非公開とする場合には、情報公開条例において合理的理由の列挙があり、これに該当する場合のみが非公開とされます。この決定に不服がある場合には、不服審査を申し立てることができます。</p>

提言書と他市条例の比較（情報の共有）

H26.3.25 協議会資料②

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
市民との 情報共有	市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。(第8条)	市は、その保有する市政に関する情報を市民等と共有することができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。(第26条第1項)	市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。(第7条第1項)	市及び議会は、市政への市民の参加が促進されるよう、計画立案段階から市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。(第5条第1項)
市民からの 情報共有			市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。(第7条第2項)	市民自治によるまちづくりを進めるために、市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市・議会で適正に共有します。(第5条第2項)
行政・議会の 情報公開		市は、その保有する市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民等に提供するよう努めるものとする。(第26条第2項) 市は、その保有する市政に関する情報について公開請求を受けたときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。(第26条第3項)		市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。(第5条第3項)
会議の公開				市及び議会は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を原則として公開します。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。(第5条第4項)

提言書と他市条例の比較（情報の共有）

H26.3.25 協議会資料②

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
個人情報 の保護				
【解説】	<p>・市及び議会は、情報化社会が進展する中、個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で、個人情報を適正に取り扱うことによって、市民の人権を守る責任を有しています。そのため、市では流山市個人情報保護条例を制定し、その管理、保護等に関し必要事項を規定しています。</p> <p>・市民の自分自身に関する情報に対する開示、訂正、削除その他の自身に関する個人情報の適正な管理のための行為を求める権利について定めています。</p>	<p>・行財政運営の基本的な事項として、個人情報の保護について規定しています。</p> <p>・市が、その保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益の保護に最大限配慮することを規定しています。</p> <p>・「適正な措置を請求する権利」とは、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利をいいます。</p>		<p>・すでに個人情報保護条例が制定されていますが、まちづくり条例において改めて個人情報の保護の重要性を確認するものです。</p> <p>・個人情報保護法と茂原市個人情報保護条例は縦列ではなく並列の関係にあり、対象が異なるので、まちづくり条例で個人情報の保護を規定し、その詳細を個人情報保護条例に委ねることは、現行の法体系に異を唱えることにはなりません。</p>
個人情報の 保護	<p>市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。(第 10 条第 1 項)</p> <p>何人も市及び議会に対して、開示、訂正、削除その他の自己に関する個人情報の適正な管理のための行為を請求することができます。(第 10 条第 2 項)</p>	<p>市は、個人の権利利益を保護するため、その保有する個人に関する情報を適正に管理しなければならない。(第 27 条第 1 項)</p> <p>市は、その保有する個人に関する情報について開示その他適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。(第 27 条第 2 項)</p>		<p>市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等にあたっては、適切な保護措置を講ずるものとします。(第 6 条)</p>

提言書と他市条例の比較（情報の共有）

H26.3.25 協議会資料②

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
説明責任・ 応答責任				
【解説】	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び議会が説明責任を誠実に果たすべきことを規定しています。 ・「説明責任」については、基本理念の規定に基づき積極的に行うべきもので、事務事業の執行の根拠や内容を、積極的に提供していくことを前提としています。 			<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治によるまちづくりを進める上では、計画立案段階から市民の意見を反映させる機会を設ける必要があります。 ・適切な方法による説明とは、住民説明会や公聴会等を開催し、意見交換の場や機会を設けることを言います。 ・行政側からの説明責任体制が構築されない限り、市民との信頼関係は築けません。各種事業の市民への説明は、市民協働を進める上で、さらに充実させる必要があります。
説明責任	市及び議会は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。(第9条)			市は、市政の計画立案、実施および評価の各段階において、適切な方法により市民に分かりやすく説明するものとします。(第7条第1項)
応答責任				市は、市民から意見、提案、要望等(以下「意見等」といいます)が積極的に提出されるよう、様々な工夫をする必要があります。また、その意見等には、適切に応答するものとします。(第7条第2項)

提言書と他市条例の比較（情報の共有）

H26.3.25 協議会資料②

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
				市長は、行政運営に関し要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるとともに、要望等の内容を取りまとめ、公表するものとします。 (第7条第3項)
知る権利				
【解説】	<ul style="list-style-type: none"> 市や議会の保有する情報を、公共の福祉に反しない範囲で、市民等が知ることができることを規定しています。 知る権利の内容は、「流山市情報公開条例」の規定によることとなります。 	<p>「自治の基本理念及びその実現」に基づく自治を実現していくためには、市民等が市政に関する情報を知ることが、参加や協働につながる重要なものです。ここでは、参加等の前提となる権利として、知る権利を規定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市が保有する情報を知る権利があることを定めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画立案段階からの市民参加を求めるのであれば、情報がなければ参加できません。 できるだけ市民には情報を共有し、その上で市民参加が成り立つものと考えます。
知る権利	市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。(第7条)	市民等は、市政に関する情報を知る権利を有する。(第6条)	(市民の権利) 市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。(第5条第1項)	(市民の権利) 市民は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。(第8条第2項)